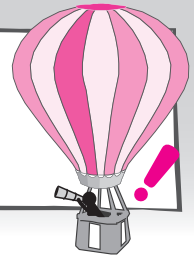


速報!

## 判例ナビ

### ☆今日の事例☆

主債務者の返済能力に関して保証人の錯誤無効を認め、  
かつ保証人の債権譲受人に対する無効主張を認めた事例  
(東京高判平24.5.24)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 鈴木杏里

#### 1st Step 事案の概要

B（個人）は、平成7年6月23日、A（銀行）から元金2億5,000万円の融資を受け、Y（Bの兄）は同日、同債務につきAとの間で連帯保証契約を締結した。Aは、平成13年5月14日、X（株式会社整理回収機構）に同貸金債権を譲渡し、これをBは異議を留めず承諾し、Yも債務者が承諾した内容を承認する旨の承諾書に署名した。その後Bが上記貸金債務の支払を怠ったため、XがYに対してBの未返済の元利金につき連帯保証債務の履行を求めて提訴し、これに対しYが保証契約の錯誤無効等を主張してこれを拒んだのが本事案である。

原審（新潟地判平23.3.2）は、Yに動機の錯誤はなく、仮にあるとしても要素の錯誤に該当しないとしてYの錯誤無効の主張を排斥し、その他の抗弁もすべて排斥してXの請求を認容した。

#### 2nd Step 判旨

原判決取消し、請求棄却。本判決は、まず錯誤の有無に関し、Yがほぼ突然にBおよびA担当者の来訪を受け、その場で2億5,000万円というYの履行見込みのない保証を求められたにもかかわらずただちに署名押印したこと、AはBが融資金で購入するビルに担保を設定することとしていたが、ビルの正当な評価額は融資額を大幅に下回っていたこと、Aの査定額も同様に下回っていたがA担当者はこれをYに告げず、むしろ「10億円の物件が4.5億円で買える」「2.5億も、物件がちゃんと残る」「大丈夫、大丈夫」等事実と異なる発言を行ったことを認定した上、Yはこれらの発言等を受けて、Aの融資には十分な担保物件があり、Yが保証人の責任を追及される事態には至らないと誤信し、これを動機として保証契約を締結したもので、Yによる動機の表示があったことも明ら

かであるとして、保証契約の錯誤無効を認めた。

その上で、Yの無効主張の可否につき、Yが譲渡承諾書に署名したとしても、これを保証債務の譲渡について異議を留めない承諾をしたとみることはできず、仮にこれに当たるとしても、署名時点までにYがビルの担保価値等に関する事実を知る機会はなく、このように承諾者が無効を主張することが期待できなかった場合には、Yが無効を主張することは妨げられないとした。

#### 3rd Step 実務の視点

本事案は、保証契約の成否が争われたいわゆる「保証否認」の事例の中でも主債務者の返済能力が問題となったもので、最近の裁判例（福岡高那覇支判平23.9.1金商1381号40頁（主債務者の被融資適格－錯誤否定）、東京高判平17.8.10金商1226号15頁（主債務者の破産状態－肯定）等）に照らすと、錯誤無効が認められるかは微妙な事案であったと思われる。原判決は、収益価格査定等を根拠に保証契約当時ビルには融資金を超える担保価値があった等と認定したのに対し、本判決は、当該価格は担保権実行等の場面の担保価値と同一視できないとしており、ビルの担保価値に関する認定の違いが異なる結論を導いたものと思われる。

異議なき承諾と保証人との関係に関しては、保証人が主債務の譲渡に関し何らの承諾をしなかった事案で、主債務者が異議を留めず承諾した場合であっても保証人による無効主張は妨げられない旨判示した大判昭15.10.9民集19巻1966頁がある。しかし、主債務に係る債権譲渡につき保証人が異議なき承諾をした場合に保証契約に係る錯誤無効の主張が譲受人に対する関係で制限されるかが問題となった事例はこれまで見当たらず、今後の議論の参考になるものと思われる。